

## 新潟県

## 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量 (kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.5E-4	4.5E-1	6.8E+1	68.3
64	エトフェンプロックス	2.7E+1	1.6E+1	6.8E+0	3.2E+1	81.2
117	テブコナゾール				5.5E+0	5.5
139	トラロメトリン			1.2E+1	2.7E+0	15.0
140	フェンプロパトリン			4.2E+0		4.2
153	テトラメトリン	2.3E+2	2.7E+0	2.2E+2	1.5E-1	454.3
181	ジクロロベンゼン	4.4E+2	2.2E+2			663.2
225	トリクロルホン		4.8E+0			4.8
248	ダイアジノン		7.1E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.3E+2	3.5E+0	1.3E-1	137.6
252	フェンチオン	5.5E+0	6.9E+1			74.1
256	デカン酸				6.1E+0	6.1
350	ベルメトリン	1.6E+1	3.7E+1	1.6E+1	9.2E+1	161.7
405	ほう素化合物		4.6E-1	2.0E+1	3.8E+0	24.0
427	カルバリル			1.6E+2		163.0
428	フェノプカルブ			1.2E+2	2.5E+2	369.3
457	ジクlorルボス	1.1E+2	6.2E+2			728.4
合 計		8.3E+2	1.1E+3	5.7E+2	4.6E+2	2961.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等